



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 伊 予 銀 行
代表者名 取締役頭取 大 塚 岩 男
(コード番号：8385 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員総合企画部長 三好 賢治
(TEL 089-941-1141)

「内部統制システムの整備に係る基本方針」の一部改正に関するお知らせ

伊予銀行（頭取 大塚岩男）は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に係る基本方針」に関し、内容の一部改正を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改正箇所は下線で示しております。

記

内部統制システムの整備に係る基本方針

1. 法令等遵守体制

～取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制～

(1) 企業理念の実践

当行の企業理念である「〔存在意義〕潤いと活力ある地域の明日を創る」、「〔経営姿勢〕最適のサービスで信頼に応える」および「〔行動規範〕感謝の心でベストをつくす」を具現化するため、全役職員は、これら企業理念の具体的な行動基準である「行動指針」等の実践に努める。

(2) 法令等遵守を重視した企業風土の確立

取締役は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけ、誠実かつ率先垂範して取り組み、法令等遵守を重視した倫理観ある企業風土の確立に努める。

特に、頭取は、年頭挨拶や支店長会議、行内研修等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取り組み姿勢を示すものとする。

(3) 規程等の整備

全役職員が遵守しなければならない規程を取締役に於て制定し、その周知・徹底に努めるとともに、法令等の制定・改廃や経営環境等の変化を踏まえ適宜これを見直すものとする。

また、コンプライアンスに関する具体的な実践計画を年度ごとに取締役会にて決定する。

(4) 組織等の整備

法令等遵守に関する統括部門を置くとともに、本部全部室および全営業店にコンプライアンス担当者を置く。コンプライアンス担当者は、各部室店における法令等遵守のチェック、報告、教育および相談等を行う。

さらに、全行的な法令等遵守体制に関する事項等を審議するために、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その審議結果を取締役に報告・提言する。

(5) 報告・相談制度

法令等遵守に関し問題があると思われる事実もしくは行為またはそのおそれが発見された場合の報告・相談体制を整備し、適正な運用を行う。

また、お客さまからのご要望や苦情等に対しては真摯に対応し、その内容を一元的に管理・検証する部門を設置して、状況を毎月常務会に報告する。

(6) 教育・研修体制

取締役は、外部研修や勉強会等に積極的に参加し、法令等遵守に関する情報等の収集に努める。

コンプライアンス統括部門および各部室店のコンプライアンス担当者は、行内の集合研修および各部室店内の勉強会において、法令等遵守に関する研修体制の充実を図る。

(7) モニタリング

コンプライアンス統括部門は、法令等遵守の状況について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、法令等遵守態勢の適切性・有効性について内部監査を実施する。

(8) 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の遮断に努める。

2. 情報の保存・管理

～取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制～

各所管部署において、取締役の職務執行に係る情報を記録した株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録、諸会議・委員会議事録、稟議書等を定められた期間適切に保存・管理する。

なお、取締役および監査役は、これらの文書を閲覧することができるものとする。

3. リスク管理体制

～損失の危険の管理に関する規程その他の体制～

(1) リスク管理計画の策定

業務上発生する各種リスクについて、リスク管理の具体的な対応方針の決定や高度化を進めるために、取締役会においてリスク管理計画を半期ごとに決定する。

(2) 規程等の整備

各リスク管理主管部署は、それぞれのリスクの特性等を踏まえた管理規程等を整備し、これらの規程等に基づき適切にリスク管理を実施する。

(3) 組織等の整備

リスク管理全般を統括する部門を置く。

また、頭取を委員長とするALM委員会を置き、運用・調達の基本方針等を検討する。

さらに、リスク統括部門の担当役付取締役を委員長とするオペレーショナル・リスク管理委員会を置き、オペレーショナル・リスク管理状況を組織横断的に検証し、管理態勢の改善強化を検討する。

(4) モニタリング

リスク統括部門は、各種リスクに関する管理状況および管理方法等について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性・有効性について内部監査を実施する。

4. 効率的な職務執行体制

～取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制～

(1) 役付取締役

迅速な意思決定と職務執行が行われるよう、取締役会の決議をもって役付取締役をおき、各役付取締役の担当部室および担当ブロックを定める。

(2) 常務会

取締役会の定める「常務会規定」に基づき、頭取の業務執行を補佐するため、役付取締役によって構成される常務会を設置する。常務会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営全般の重要事項を協議する。

(3) 機構、業務分掌および職制

取締役の職務執行が効率的に行われるよう、機構、業務分掌および職制を定める。

(4) 経営計画等の策定と進捗管理

計画的な業務執行が行われるよう、取締役会において「中期経営計画」、「各年度経営計画」および「期初収支予算」を決定する。

また、これらの進捗状況を把握するとともに、経営環境の変化等を踏まえて適宜見直すものとする。

(5) IT等の活用

IT（情報技術）や情報システム等を活用することにより、取締役の職務執行の効率化・合理化に努めるものとする。

5. グループ経営管理体制

～当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制～

(1) 財務報告の信頼性確保

当行およびグループ会社（銀行法第2条第8項に規定された子会社および銀行法施行令第4条の2第2項に規定された子法人等）は、法令および会計基準等を遵守し、財務報告の信頼性の確保に努めるものとする。

(2) グループ会社の管理

A. 規程等の整備

取締役会は、グループ会社を適切に管理するための規程を制定する。

B. 組織等の整備

グループ会社に対する指導・支援を統括する部門を置き、当行とグループ会社間で定例的な会議を開催するとともに、グループ会社の経営上の重要事項については、グループ会社から当行に合議・報告を行う制度を設ける。

C. 経営管理

当行は、グループ会社に対して、法令等遵守およびリスク管理等の体制整備に関する指導・支援を行うとともに、当行の内部監査部門がグループ会社への内部監査を実施し、当行グループ全体における業務の適正を確保する。

また、グループ会社全役職員が、法令等遵守に係る事案を当行のコンプライアンス統括部門に相談できる体制を整備する。

6. 監査役の監査業務の補助に関する事項

～監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項～

(1) 組織の整備

監査役の事務局として、その補助事務等を処理する部署をおく。

(2) 補助者の配置と独立性および指示の実効性の確保

監査役の事務局たる部署に、監査役の職務を補助する職員をおく。当該職員は他の業務を兼務しないものとし、当該職員の人事異動等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

7. 監査役への報告および監査の実効性確保に関する体制

～当行およびグループ会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制～

(1) 主要な会議・委員会等への出席

監査役は、常務会や主要な委員会（「ALM委員会」、「コンプライアンス委員会」等）に出席し意見を述べるができるものとし、このことを関連する規程等において明記する。

(2) 代表取締役と監査役との定期的会合

代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、当行を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

(3) 監査役への報告

A. 取締役は、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告しなければならない。

B. 当行の執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員が、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときに、監査役に報告できる体制を整備する。

C. 当行の取締役、執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員は、監査役から報告を求められた場合は、これに協力しなければならない。

D. 当行は、監査役に報告を行った者に対して、不利益な処遇は一切行わない。

(4) 内部監査部門と監査役との連携

監査役の監査の実効性を確保するため、内部監査部門は監査役と内部管理態勢における課題等について意見を交換するほか、監査役の監査業務に協力するなど連携の充実・強化に努めるものとする。

(5) 監査役の職務の執行に係る費用

A. 監査役の職務の執行に必要と認められる費用は、当行が負担する。

B. 当行は、監査役の職務の執行に必要と認められる費用を速やかに支弁するため、半期毎に、一定額の予算を設ける。

以上